

## 【質問事項】

### 地域医療計画（病床規制）の見直しについて

厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」ワーキンググループ報告書（平成16年9月24日）の中で、各国の病床規制に触れ、以下のような記載がある。

「これらの国における近年の傾向としては、ケースミックス（各種疾患を診断群別に整理分類して管理する方法）などの導入により、各医療機関の医療行為の実情を把握できる情報システムを構築し、それらの情報に基づき医療計画の作成、見直しを行っていること、医療計画の主たる目的が量的な規制から、医療機関間の連携の促進、医療の質の保証等、質的な側面に重点が移っていること、特にフランス、ドイツ及びオランダでは、量的規制としての病床規制をなくす方向で検討が行われていることなどが指摘できる。」(P6)

このように医療計画は、各国において、量的規制から医療の質の向上を目的とする方向に視点が移ってきており、また、疾病構造の変化、医療の高度化による入院期間の短縮傾向、入院医療費の包括支払方式（DRG-PPSなど）導入による入院日数の短縮など、病床規制が導入された時代とは明らかに環境が変わっており、当初医療費抑制策として導入された病床規制の意義が薄れつつある。

以上のような問題意識から、下記の事項について、貴省の見解を伺いたい。

#### 記

我が国の現状、および各国の病床規制撤廃の状況に鑑みれば、当初医療費抑制策として国に導入された病床規制はその意義が薄れつつあると認識するが、現時点における病床規制の意義につき、貴省の見解を示されたい。

病床規制により、医療機関の許可病床の既得権益化、意欲を持った医療機関の新規参入による医療機関間の競争が生まれず、医療の質の向上につながらないという結果をもたらしているとも考えられるが、貴省の見解を示されたい。

急性期などの一般病床については、病床規制は既に不要であり、速やかに撤廃すべきと考えるが、貴省の見解を示されたい。

福祉施設の充実に伴い、医療機関としての療養型病床に対する病床規制等のあり方も見直しが必至と考えるが、貴省の見解を示されたい。

以上